

V サービスの見込量

1. 指定障がい福祉サービスのサービス見込量

◆訪問系サービス

サービス体系	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	(人)	(時間)	(人)	(時間)	(人)	(時間)
居宅介護	38	440	40	480	42	520
重度訪問介護	1	20	1	20	1	20
同行援護	2	30	2	30	3	40
行動援護	7	80	8	90	10	110
重度障害者等包括支援	1	30	1	30	1	30

◆日中活動系サービス

サービス体系	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	(人)	(日)	(人)	(日)	(人)	(日)
生活介護	113	2,486	115	2,530	120	2,640
自立訓練（機能訓練）	1	22	2	44	2	44
自立訓練（生活訓練）	6	132	6	132	8	176
宿泊型自立訓練	1	—	1	—	1	—
就労移行支援	10	220	12	264	15	330
就労継続支援（A型）	3	66	5	110	5	110
就労継続支援（B型）	125	2,750	130	2,860	140	3,080
療養介護	10	—	10	—	10	—
短期入所	8	80	8	80	10	100

◆居住系サービス

サービス体系	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	(人)	(人)	(人)
共同生活援助	70	77	80
共同生活介護			
施設入所支援	80	82	83

2. 計画相談支援・地域相談支援の見込量

サービス体系	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	(人)	(人)	(人)
計画相談支援	38	40	42
地域相談支援	22	22	22
地域移行支援	16	16	16
地域定着支援	6	6	6

3. 地域生活支援事業のサービス見込量等

◇相談支援事業

区 分	平成 24年度 (実施箇所数)	平成 25年度 (実施箇所数)	平成 26年度 (実施箇所数)
障害者相談支援事業	4	4	4
基幹相談支援センター	1	1	1
相談支援事業所	3	3	3
自立支援協議会	1	1	1

◇成年後見制度利用支援事業

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用見込者数 (人)	1	1	2

◇コミュニケーション支援事業

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用見込者数 (人)	5	5	5

◇日常生活用具給付等事業

種 別	平成 24年度 (給付費等見込件数)	平成 25年度 (給付費等見込件数)	平成 26年度 (給付費等見込件数)
介護・訓練支援用具	8	10	10
自立生活支援用具	30	35	40
在宅療養等支援用具	8	8	10
情報・意思疎通支援用具	10	10	12
排泄管理支援用具	1,000	1,020	1,050
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	3	3

◇移動支援事業

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用見込者数（人）	18	20	20
利用見込時間数（時間）	750	770	780

◇地域活動支援センター事業

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実施事業所数（箇所）	2	2	2
利用見込者数（人）	62	63	65

◇訪問入浴サービス事業

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用見込者数（人）	2	2	2

◇日中一時支援事業

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用見込者数（人）	22	24	25

◇社会参加促進事業

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
声の広報発行事業（人）	25	25	25
自動車運転免許取得・改造助成事業（件）	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業（人）	12	12	12

VI サービス見込量の確保

1. サービス提供体制の充実

◇居住系サービス

社会福祉法人などによるグループホームやケアホームの設置を誘導し、地域における居住の場の充実を図ることにより、福祉施設入所や長期入院から地域生活への移行を推進します。

また、各種行事などにおいて地域住民に対する啓発活動を実施し、地域における障がい者の理解の促進に努めます。

施設入所支援については、グループホームやケアホームなどでの対応が困難で施設入所が真に必要と判断される者を原則としますが、施設入所支援を利用できる区分を満たしている利用者については、本人の意向や状況を十分確認するとともに、必要に応じて自立支援協議会を活用するなどにより支給決定を行います。

◇訪問・日中活動系サービス

すでにサービス提供を実施している事業所に対する内容拡充の働きかけ、新たな事業者との契約、相談者に対するサービス取扱事業所やサービス内容の案内などに努めます。

また、利用者の利便性を向上させる新たなサービスの導入についても検討します。

2. 相談支援

現在の福祉課窓口における相談支援体制について引き続き充実を図るとともに、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う「基幹相談支援センター」を設置して、民間の相談支援事業所に委託することにより専門的な相談支援体制を構築します。

また、サービス等利用計画の作成や調整を行う指定計画相談支援事業者について、民間事業者の指定を推進します。

自立支援協議会の活性化を図り、関係機関相互のネットワークの強化と効果的な相談支援体制づくりを目指します。国の指針における「虐待防止に対する取組みの強化」、北海道の指針における「ライフサイクルを通じた連携した支援」「医療を必要とする在宅障がい児（者）への支援」を踏まえ、自立支援協議会において各関係機関と連携し、解決に向けた協議を進めます。

障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策との連携した取り組み（共生型事業）について、ニーズや社会資源などの情報共有に努めます。

3. 就労支援

自立支援協議会の構成員として労働関係機関の参加を得ながら、就労移行支援事業の強化と様々な分野における企業などとの連携・協働に取り組みます。本市の内部組織で構成する障がい者就労支援チーム（福祉課・総務課・商工労働課）による市の公共施設などを障がい者の職業訓練の場とする社会復帰の推進、障がい者の雇用拡大に向けた取組み、法定雇用率が未達成の企業への啓発活動、職場適応援助者（ジョブコーチ）制度などの利用促進、国や北海道の機関などへの障がい者雇用の働きかけなど、障がい者の就労支援に努めます。

また、北海道の指針を踏まえ、特定随意契約制度などを活用した授産事業所などへの発注の促進、地域の特性に応じた工賃向上策の検討について民間事業者と行政の情報の共有を図ります。

4. 圏域ビジョン

北海道の指針を踏まえ、中空知圏域の目指す姿について空知保健福祉事務所と市町村、地域の関係者が連携して策定する「圏域ビジョン」に基づき、障がい福祉計画の円滑な推進を図ります。

VII 計画の推進と評価および見直し

現在国では、平成25年8月までに「障害者総合福祉法（仮称）」の実施を予定していることから、計画期間中においても必要に応じて本計画の見直しを行います。

また、平成26年度において、平成25年度までの計画の推進状況などについての評価を行い、必要な部分について見直しを行うとともに、それらを踏まえた上で、平成27年度から平成29年度までの第4期の計画を策定します。